

# 一般社団法人日本応用地質学会 創立 60 周年記念事業特別委員会運営規程

平成 29 年 9 月 19 日 制定

## 第 1 章 目的及び業務

### (目的)

第 1 条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）創立 60 周年記念事業特別委員会（以下「特別委員会」という）は、定款第 4 条一の研究発表会、講演会等の開催に関し、規則第 92 条②の三のこの法人の記念行事等を行う場合に相当する事業を遂行することを目的とする。

### (業務)

第 2 条 特別委員会は、前条の目的を達成するため、常置委員会等と連携して次の各号の業務を行う。

- 一 記念事業の趣旨、目的等の基本的要件の検討に関する事項
- 二 会場運営に関する事項
- 三 招待講演、事後の学会誌等への掲載に関する事項
- 四 予算、決算及び資金の運用、管理に関する事項
- 五 その他の事項

## 第 2 章 特別委員会の構成及び運営等

### (構成)

第 3 条 特別委員会の委員は、理事より選任する。

### (職務)

第 4 条 委員長は特別委員会の事務を統括する。

②委員（総務委員長）は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

### (選任及び委嘱)

第 5 条 委員長は、規則第 72 条第①項により、理事会において選任し、会長が委嘱する。

②委員は、規則第 72 条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。

### (任期)

第 6 条 委員の任期は、設立の目的に基づき、平成 30 年度の創立 60 周年記念行事関連事業完了後とする。

②委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第 73 条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

### (召集)

第 7 条 特別委員会は、規則第 74 条第①項により、委員長が召集する。

②特別委員会は原則として、理事会開催に合わせて 1 か月に 1 回程度開催する。

③委員長は、規則第 74 条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、特別委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

### (定数及び議決)

第 8 条 特別委員会は、規則第 75 条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

②特別委員会に出席できない委員は、規則第 75 条第②項により、あらかじめ委任状を委員長宛てに提出する。

③議事は、規則第 75 条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

### (事業報告並びに事業計画及び予算)

第 9 条 委員長は、規則第 76 条第①項に準じ、事業年度終了後すみやかに事業報告を特別委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

②委員長は、規則第 76 条第②項に準じ、記念事業を実施する事業年度開始日の前日までに、翌年度の特別委員会の事業計画案及び予算案を特別委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

### (議事録)

第 10 条 特別委員会における審議の経過及び結果は、規則第 78 条により、議事録として記録し、次期特別委員会に引き継ぐ。

### (報告及び通知)

第 11 条 特別委員会における審議の経過及び結果は、規則第 79 条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

## 附則

### (規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 29 年 9 月 19 日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、特別委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。